

土壤汚染とは？

人為的原因による土壤汚染

工場などの操業に伴い、原料等として用いる有害物質を含む液体を地下に浸み込ませてしまったり、有害物質を含む固体を不適切に取り扱ってしまったりすることなどにより、土壤が有害物質によって汚染された状態



自然由来の土壤汚染

自然状態の地層にもともと含まれている砒素、鉛、ふつ素等を多く含むことによる土壤汚染のことをいい、地質的に同質な状態で広く存在しているのが特徴

土壤汚染とは

土壤汚染は、土壤が人間にとて有害な物質により汚染された状態のことをいいます。

『土壤汚染対策法』では、人の健康被害の防止の観点から定められた基準を超える有害物質が土壤中から検出された場合、土壤汚染ありと判断されます。

また、土壤汚染には、工場の操業に伴う有害な物質の不適切な取り扱い等や埋立て・干拓における有害物質が含まれていた土砂等の使用など人為的原因によるものほか、全国各地の地層にもともと存在する鉛、砒素、ふつ素等による自然由来のものがあります。

土壤汚染対策法で定められている有害物質の種類

トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、鉛、砒素等の重金属等やシマジン等の農薬等の26物質が、人の健康被害を生ずるおそれのあるもの（特定有害物質）とされています。

土壤汚染対策法で定められている有害物質の基準

長期間の特定有害物質の摂取を想定して、また、一時的な特定有害物質の摂取による急性影響も考慮して、土壤溶出量基準と土壤含有量基準の2つが健康被害の防止の観点から定められています。